

令和 6 年第 1 回熊野町議会定例会

会議録（第 2 号）

1. 招集年月日 令和 6 年 3 月 5 日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和 6 年 3 月 6 日

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

4. 出席議員（14名）

1 番 藤 本 健 太	2 番 世 良 将 生
3 番 水 原 耕 一	4 番 福垣内 邦 治
5 番 光 本 一 也	6 番 中 島 数 宜
7 番 尺 田 耕 平	8 番 竹 爪 憲 吾
9 番 沖 田 ゆかり	10 番 片 川 学
11 番 民 法 正 則	12 番 荒 灌 穂 積
13 番 大瀬戸 宏 樹	14 番 時 光 良 造

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

5. 欠席議員（0名）

な し

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	西 村 隆 雄
住 民 生 活 部 長	西 川 伸一郎
健 康 福 祉 部 長	時 光 良 弘
建 設 農 林 部 長	堂 森 憲 治
教 育 部 長	隼 田 雅 治
総 務 部 次 長	西 岡 隆 司
住 民 生 活 部 次 長	福 嶋 春 樹

健康福祉部次長	西 村 ゆ り
建設農林部次長	宗 像 雅 充
建設農林部技術次長	寺垣内 栄 作
教育部 次 長	立 花 太 郎
財 務 課 長	多久見 良 数
政策企画課長	須 賀 雅 彦
産業観光課長	近 藤 光 宏
収納管理課長	堀 野 准
防災安全課長	花 岡 秀 城
生活環境課長	熊 野 孝 則
高齢者支援課長	井 原 志保里
子育て支援課長	佛 圓 至 裕
健康推進課長	桐 木 和 義
農林緑地課長	中 原 幸 成
都市整備課長	渡 部 貴 幸
会 計 課 長	福垣内 哲 治

~~~~~○~~~~~

#### 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 議会事務局長  | 榎 並 正 和 |
| 議会事務局書記 | 尾 濱 宏 教 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程 (第 2 号)

開 会 宣 告

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第 1 号 熊野町国民保護計画の変更の報告について

日程第 3 議案第 1 号 督促手数料廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例案について

日程第 4 議案第 2 号 熊野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 5 議案第 3 号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改

正する条例案について

- 日程第 6 議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 5 号 熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 6 号 熊野町手数料条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 7 号 熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 8 号 熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 9 号 熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 12 議案第 10 号 熊野町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 13 議案第 11 号 町道の路線認定について
- 日程第 14 議案第 12 号 町道の路線変更について
- 日程第 15 議案第 13 号 熊野町副町長の選任の同意について
- 日程第 16 議案第 14 号 熊野町教育委員会教育長の任命の同意について
- 日程第 17 議案第 15 号 熊野町監査委員の選任の同意について
- 日程第 18 議案第 16 号 専決処分した令和 5 年度熊野町一般会計補正予算（専決第 2 号）の報告及び承認について
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 5 年度熊野町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 5 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 5 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 5 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 5 年度熊野町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 6 年度熊野町一般会計予算について
- 日程第 25 議案第 23 号 令和 6 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第26 議案第24号 令和6年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第27 議案第25号 令和6年度熊野町介護保険特別会計予算について

日程第28 議案第26号 令和6年度熊野町下水道事業会計予算について

～～

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○議長（時光） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き、会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） これより日程第1、一般質問を行います。

続いて、5番、光本議員の発言を許します。

光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○5番（光本） 皆さん、おはようございます。

5番、光本一也でございます。

本日は、熊野町の認知症高齢者等への支援について質問を行います。

我が国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を1年後に控え、高齢者人口は今後も増加していくことと見込まれております。日本全体が超高齢社会になろうとしており、あわせて認知症高齢者の数は700万人に迫っております。65歳以上の方の5人に1人が認知症の方になろうとしております。

本町においては、65歳以上の高齢者が占める割合、いわゆる高齢化率ですが、現在約35%で、既に3人に1人が65歳以上の高齢者になっております。今後、ますます認知症高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者世帯、1人暮らし高齢者世帯の増加とともに、認知症の方とその家族は日々不安を抱えて生活されております。

こうした中、昨年の夏、町内在住の認知症の高齢女性が行方不明となり、後日遺体で発見されるという痛ましい事案が発生をしております。このような悲しい事案は二度と起こしてはなりません。私たちは、たとえ認知症になったとしても、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを官民が連携して推進

していかなければなりません。そこで質問いたします。

1点目、認知症が原因と思われる、または認知症と診断された方が、過去5年間に行方不明となった件数、そしてそのときの対応について。

2点目、認知症と診断されたが介護保険の対象とならなかった方、または介護保険のサービスを利用していない方への支援の取組はどのように行っておられるのか。

3点目、認知症の方に関する相談があったときの対応はどうか。

4点目、認知症の方の家族への支援はどのように行っておられるのか。

5点目、認知症に関する相談窓口の町民への周知はどのように行っているのか。

6点目、認知症に関する町民への理解をどのように行っているのか。

7点目。認知症予防について、町はどのように取り組んでいるのか。

以上、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（時光） 町長の答弁を許します。

三村町長。

○町長（三村）　光本議員の御質問、「熊野町の認知症高齢者等への支援について」お答えいたします。

本町においては、高齢者人口は既にピークを迎え、高齢者全体の数は減少しておりますが、後期高齢者に占める割合は増加しております。このため、高齢化とともに増加すると言われている認知症の方もさらに増えていくことが予測されます。町といたしましては、今後、高齢者支援を推進する中で、認知症の方を含め、高齢者一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指してまいります。

詳細は健康福祉部長から答弁いたします。

○議長（時光） 時光健康福祉部長。

○健康福祉部長（時光） 光本議員の御質問、「熊野町の認知症高齢者等の支援について」

詳細にお答えします。

まず、1点目の「認知症が原因と思われる、または認知症と判断された方が、過去5

年間に行方不明になった件数とその対応」でございますが、過去5年間で町が把握している件数は、令和元年度が8件、令和2年度が6件、令和3年度が5件、令和4年度が17件、令和5年度は2月末現在で30件となっています。海田警察署との認知症高齢者の支援に関する協定書の締結により、警察からの情報が増えたため、令和4年度から把握件数が増加しているところです。

2点目の、「認知症と診断されたが介護保険の対象とならなかった方、または介護保険のサービスを利用していない方への支援の取組」につきましては、非該当になった方には、チェックリストにより利用できる総合事業の訪問ヘルプサービスや通所サービス、介護保険以外の認知症カフェやシルバーリハビリ体操、サロンなど、地域で実施している事業の紹介などを行っています。また、介護保険の対象となっていてもサービスに結びついていない方に対しては、相談支援センターの定期的な巡回の実施や、地域包括支援センターが中心となって、御家族の方や地域の方、民生委員、医師などと連携し、必要な医療、または介護のサービスへつなげていくよう支援を行っています。

3点目の「認知症の方に関する相談があったときの対応は」と、4点目の「認知症の方の家族への支援」につきましては、介護保険の申請と併せて、かかりつけ医や認知症専門医等への受診を勧めています。また、熊野町版の認知症ケアパスなどを配布し、フェーズごとの目安やサービス内容、相談機関などを紹介しています。具体的なサービスとして、認知症カフェや徘徊認知症高齢者等SOSネットワーク事業の登録、ふでりん見守りシールなどの説明を行っています。

5点目の「認知症に関する相談窓口の町民への周知」についてですが、町広報や2か月に1回新聞折り込みをしているふでりんいきいき通信、介護予防等の講座や、各地域の出前講座等において、認知症の相談窓口である地域包括支援センターについて周知しています。

6点目の「認知症に関する町民への理解」についてですが、主には各地域に出向いて実施している認知症サポーター養成講座があります。この講座を通じて、認知症の方に対する地域の理解や支援につなげるため、地域の集会や町内の企業、小中学校において実施しています。

7点目の「認知症予防について町はどのように取り組んでいるのか」についてですが、認知症は年を重ねれば誰でも起こり得る症状です。認知症の予防は、早期の医療機関での検査や、日頃からの食事や運動、地域活動への参加など、生活習慣を改善する取組を

行うことが推奨されています。町といたしましては、介護予防講座や出前講座において、こうした取組の重要性の周知・啓発に取り組んでいます。また、認知症高齢者の方とその家族が安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、健康推進事業などを通じて予防支援の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本）　詳細な御答弁、どうもありがとうございました。

これから掘り下げて質問をさせていただきます。

過去5年間の行方不明の数ですが、件数ですが、先ほどの答弁で、海田警察署と協定書を交わした、認知症高齢者の支援に関する協定書を締結された令和4年度から大幅に増加しておりました。警察からの情報が増えたことが把握件数の増加につながったという御答弁でしたが、この点について、もう少し詳しく説明をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　井原高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原）　協定締結前までは、徘徊等で町内放送や検索に至るまでは情報の共有はされておりませんでした。協定後は、警察で把握する認知症高齢者情報を、本人や家族などの了解をいただいた上で、支援を迅速的かつ効果的に行うことができるよう情報共有を行うようになっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本）　分かりました。警察が所有する多くの情報を町と共有することで、行方不明者の早期発見につながっているというように理解をいたしました。

次に、徘徊認知症高齢者等SOSネットワーク事業についてお伺いをいたします。この事業の内容を詳しくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原） この事業は、認知症高齢者等の徘徊による行方不明に対応するため、地域の支援を得て、早期に発見できるよう関係機関の支援体制を整えて、安全と家族等への支援を図るものとなっております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○5番（光本） S O S ネットワーク事業のこの登録方法について、また登録者の人数は何人おられるんでしょうか。そして、また認知症高齢者数の割合についても併せてお願ひできたらと思います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 井原課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原） 登録についてなんですが、事前登録申請書と事前登録情報記入表と、あと全身と胸から上が写っている2種類の写真を提出いただければ、どなたでも登録が可能です。

登録者数なんですが、令和6年2月末現在で44名の方が登録されております。認知症高齢者の割合なんですかけれども、令和5年9月末の情報になりますが、高齢者に占める割合は11.1%となっております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○5番（光本） 11.1%、高齢者に占める認知症高齢者の割合が11.1%ということですね。人数にすると、65歳以上の高齢者数が本町はおよそ8,200人おりますから、11.1%ということは、大体900人になろうかと思いますが、この900人の認知症の方のうち徘徊リスクのある方はその一部であるかもしれません、このS O S ネットワークの登録者数がそのうち44人というのは、ちょっと私は少ないように感じ

ます。SOSネットワークの事業の周知はどのように行っておられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 認知症サポーター養成講座や認知症に関する講座などのときに、ふでりん見守りシールの周知の際に、広報、ホームページで周知を一緒に行っております。また、徘徊をいち早く把握するため、海田警察等にも周知を行っております。本当に登録が必要な方へ情報が行き届くよう、工夫をしてまいりたいと考えております。以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 地域の実情を把握しておられる民生委員さんがおられますので、そういった民生委員さんの協力をいただくなど、ぜひ工夫をして、このSOSのネットワークに登録の必要な方がやっぱりきちんと登録いただけるように努めていただくようお願いいたします。

次なんですが、ふでりん見守りシールという説明が今ございました。認知症高齢者等保護情報共有サービス提供事業、非常に長い、ややこしいこの名称ですが、この事業についてもちょっと詳しくお聞かせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） この事業は、認知症高齢者等が警察等に保護された場合に、このシールを介して関係者間で情報を共有できるものとなっております。発見者は親族などの支援者と直接やり取りが可能となっておりまして、いち早く親族などとつなげることができるようになっているシールになっております。利用が決定した場合、見守りシールを1人30枚、無料で交付するようになっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） じゃあ、このシールなんですが、この利用者数、見守りシールの交付者数はどうなっておりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 交付枚数は6人となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 6人ですか、ちょっと少ないと思います。

この事業は、実は広島市や海田町など、広域で実施していると聞いております。しかしながら、いろいろな理由で利用者はあまり伸びていないということです。

私は、認知症高齢者の御家族の精神的な負担軽減、そして不安の解消を図るために、今の見守りシール以外の選択肢も増やすことが必要ではないかというふうに思います。G P S機器を活用して、たとえ行方不明になっても、居場所を検索、あるいは確認することで早期に保護することができるこのG P S機器の購入費の助成事業が、実は今全国で広まっております。全国の自治体でも導入がどんどん進んでおります。本町においてもぜひG P Sの機器の購入費の助成事業を導入していただきたいと私は思いますが、執行部の考えはどうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） G P S機器についてなんですが、議員さんがおっしゃるとおり、民生委員の方や過去のいろんな方から認知症に関する要望等によりまして、来年度実施に向けて予算要求を現在している状況です。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 予算要求されている内容について、じゃあ詳しくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 既に実施している市町を参考にいたしまして、購入時にかかる初期導入経費の助成を検討しております。上限額を2万円と積算いたしまして予算要求を現在しております。対象者は徘徊SOS高齢者等ネットワークに登録している方のうち、希望される方を対象とする予定としております。今後は要綱作成に向けて、詳細について検討してまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 分かりました。

このGPS機器の購入費の助成事業については、実は県内では隣の呉市、そのほか三原市、三次市も既にこの助成制度を導入しております、GPSの。呉市の場合は、機器購入費などの初期費用の4分の3の助成で、上限2万円まで、三原市においては上限が1万円まで、三次市は上限が1万5,000円まで、それぞれ制度を実施しております。本町は今の説明では2万円ということで、よそよりも低くないということですが、早期にこの制度を、詳細のほうを制度設計されまして、直ちにというか、議決されましたら直ちに実施をしていただくよう強く要望いたします。

続いて、地域見守りネットワークについてお伺いをいたします。この事業についても事業内容について詳しくお聞きいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） この事業は、協定を締結している協定事業者が、日頃の業務の中で子供や高齢者、障害をお持ちの方などを見守り、日常生活の異常に気づいたときに熊野町と連携し、安否確認や必要な支援につなげるためのネットワークとなっており

ます。事業所の方が連携する目安となるよう、見守りチェックシートや事業のフロー図については、毎年協定事業者には周知させていただいております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○5番（光本）　分かりました。

それじゃあ、事業者に集まつていただく会議、いわゆる地域見守りネットワーク会議を行っていると聞いておりますが、このネットワーク会議の内容と、年何回開催されておるのかということについて、お伺いをいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　井原課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原）　内容としましては、徘徊SOSネットワークの運用と、情報連絡カードの作成及び活用、避難行動要支援者支援プランに関することと併せて、地域での見守りネットワークの運用に関するなどを、自治会、民生委員、子ども子育て会議、消防団、安芸消防署、海田警察署など、10名の委員で構成されております。地域の見守りについて協議、情報共有を行っている会議となっております。

開催回数は年に1回開催しております、その際には協定事業者にも参加いただき、当日は2部構成で意見交換等も行っております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○5番（光本）　ありがとうございました。

自治会やら民生委員だけではなくて、消防団、消防署、警察、それと民間事業者の方の協力をいただいた会議ということで、大変多くの目が行き届いているということのようです。認知症の方だけではなくて、これは子供の見守りとか、障害者の見守りを含めての事業だと思います。情報連携を密にして、充実したネットワークにしていただきたいと思います。

続いて、認知症サポーター養成講座についてお伺いをいたします。このサポーター講座についても事業内容をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） この認知症サポーター養成講座なんですが、地域住民が認知症について正しい知識を学んでいただいて、地域で暮らす認知症高齢者とのよき理解者、応援者になるようサポーターを養成するものです。これは地域の集まりの場や学校や、講座などで、地域包括支援センターやキャラバンメイトによって、原則90分の講座を実施しているものです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） ありがとうございます。

実は、私も認知症サポーター養成講座の受講を随分前ですがさせていただきました。非常に分かりやすい内容のある講座でございました。

このサポーター養成講座なんですが、本町の介護保険事業計画では、この認知症サポーター養成講座を受講したサポーターの数なんですが、令和5年度の目標人数が、3,557人を目標人数として掲げておられます。これに対する実績数はどうなっておりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 2月末現在の令和5年度の実績なんですが、3,794名となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○ 5 番 (光本) 3,794 人ですか。目標値よりも 230 人余り上回っております。大変頑張っていただきしております、ありがとうございます。

この介護保険事業計画で、認知症サポーター養成講座についてですが、子供、学生のサポーターの拡充にも取り組むというように計画のほうにうたっております。この実績についても併せてお願ひできますか。

~~~~~○~~~~~

○議長 (時光) 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長 (井原) 今まで町内の中学校を対象としておりましたけれども、令和4年度からは小学校での実施も始めております。令和4年度は、小学校 105 名、中学校 198 名で、計 303 名。令和5年度は、2月末現在で、小学校 144 名、中学校 117 名、計 315 人となっております。今年度は小学校あと 1 校、3月 7 日に実施予定となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長 (時光) 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○ 5 番 (光本) 小中学生も非常にたくさん受講いただいております。小学校と中学校では当然これ年齢の違いがあります。そういうことで理解度といいますか、教える内容、使用するテキストなどもこの講座は工夫されているんじゃないかと思いますが、その辺りはどういった内容か、お伺いをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長 (時光) 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長 (井原) 養成講座では、全国キャラバンメイト連絡協議会が作成しております全国共通の小学校、中学校、成人それぞれのテキストを使用しております。このテキスト以外に、より分かりやすく、町独自で副本を作成しております。特に、小学校、中学校には視覚的にも分かりやすくなどを取り入れる工夫を行っております。特に小学校には、振り仮名やクイズなども取り入れるなど工夫をしております。また、どの年代も必ず行っていただく体験なんですけれども、寸劇を取り入れまして、記憶に残り、

実践できるような講座となるよう、試行錯誤を行っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本）　寸劇も取り入れてということでございます。ぜひ見てみたいものだと思  
います、私も。

いろいろな工夫がされているという説明でございました。小中学生ということなんで、  
ちょっと教育長にもお聞きしたいと思います。核家族化によりまして、子供たちはお年  
寄りとの接点が年々減ってきております。大変希薄になってきております。私は、子供  
たちが地域の中で多様な人たちとその違いを超えて理解し合い、つながり、誰もが支え  
合う地域をつくっていく。今風の言葉で言いますと、地域共生社会ですか。この地域共  
生社会の主体に子供たちはならなければならない、そういう場を与えなければならない  
というように私は考えております。小学生、中学生に、この認知症サポーターになって  
いただくことは、教育的にも大変意義があるように私は思いますが、教育長はこの点に  
についてどうお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡）　町教育委員会の重点目標であります思いやりの深化、そして学校、地  
域等との連携強化と照らし合わせましても、子供たちが認知症サポーターとして高齢者  
の方と関わることの教育的意義は大変高いものと思っております。

実際に、熊野第二小学校の子供たちが東防災交流センターで行われております認知症  
カフェの「カフェ・オレンジ」に参加している話を聞いております。子供たちに聞きます  
と、「将来介護職を目指しているので大変ためになる」とか、あるいは「お年寄りの  
方と話をするのは大変楽しい」というふうな感想を持ったようでございます。

今、町教育委員会で進めておりますコミュニティ・スクールの取組と、今言われまし  
た地域共生社会の創造につきましては、まさに軌を一にするものであるというふうに考  
えております。よって、認知症サポーター養成講座につきましては、さらに前向きに協  
力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○5番（光本）　教育長、どうもありがとうございました。

実際に、第二小の児童さんのほうが認知症カフェに参加されるなど、机上の学習だけじゃなくても、地域の中に溶け込んで、そういう生きた活動をされておられることに非常に私は共鳴をいたします。今後とも期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

今、認知症カフェという名前が出てまいりました。この認証カフェについても、事業内容を併せて詳しくお聞かせ願えればと思います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　井原課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原）　認知症カフェなんですけれども、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と交流して、お互いを理解し合う場となるものとなっています。地域の実情に応じて開催するもので、町内にある各認知症カフェ、それぞれ特色があります。同じ内容のカフェではありませんが、参加される方が行きやすい、あるいは自分に合っているカフェを選んで参加されることもあるようです。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○5番（光本）　この認知症カフェの中で運営をされる運営サポーター、ボランティアの方ですね。このサポーターの令和5年度の目標人数が、介護保険の事業計画では36人となっております。これに対する実績数はどうなっておられますか。また、サポーターの男女の比率も併せてお伺いできればと思います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）　井原課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原） 令和5年12月末現在で、カフェ運営サポーターの数は36名となっております。男女比なんですかけれども、9割以上が女性ということになっております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○5番（光本） 36名、女性のほうが圧倒的に多い9割ということです。

認知症カフェのこの利用者数ですが、令和5年度の目標が400人というようにこの計画でも出ておりますが、利用者数の実績値はどうなっておりますか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 井原課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原） カフェの利用者数なんですかけれども、令和5年12月末現在で732名となっております。目標より多く参加が増えた要因といたしましては、西部と中溝地区の2か所に加えて、東部地区に1か所、先ほどのカフェ・オレンジですけれども、新設したことにより利用者も増加している状況となっております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○5番（光本） 400に対して732人、倍近くになっております。

私も実はこれまで西部地区の「カフェみらい」と、昨年開設、スタートしました東防災交流センターの「カフェ・オレンジ」にお邪魔させていただきました、何回か。西防災交流センターで行われている「カフェみらい」では、実は男性の方が非常に少ないとということだったんですが、男性の方がおいしいドリップコーヒーを入れておられて、毎回、大変人気です。これは好評です。調理室は非常に狭いんですが、六、七十人のスタッフと利用者で、本当に満員の状態でした。一方、昨年から始められた東防災交流センターの「カフェ・オレンジ」。これは大変広い施設なんで、ゆったりと、またカウンターとか、非常に喫茶店風の造りの建物です。先ほど教育長さんの方からも話がありま

したが、第二小学校の児童さんが、私が行ったときは7名ぐらいでしたかね、おられました。そして、赤ちゃんを抱いたお母さんも来られてました。非常に何かアットホームないい感じでした。非常にいい雰囲気で私もコーヒーをいただいたことがありました。

介護保険の事業計画では、この認知症カフェを広く住民へ周知をして、利用者の拡大を図り、また新たな認知症カフェの開設の支援も行うというようにうたっております。今、3か所ということなんですが、4か所目の計画はあるんでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 井原課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原） 新たな認知症カフェの拡大は今後も取り組んでまいりたいと考えております。そのためにはカフェを運営するボランティアの育成が必要となります。認知症サポーター養成講座を受けていただいて、その後、認知症サポーターフォローアップ講座を開催して、カフェ運営サポーターのボランティアの発掘と立ち上げ等の支援に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○5番（光本） このカフェの核になるのは当然これボランティアの皆さん、頑張っておられる運営サポーターの皆さんです。したがいまして、運営サポーター、ボランティアの発掘・確保はもう必須でございます。非常に認知症の方がどんどん増えていくということで、ニーズも増えていくと思いますので、このボランティアの人材、そして養成のほうを頑張っていただきますよう期待をしております。

次に、認知症の相談窓口についてお聞きをいたします。第9期の介護保険事業計画の策定の際に実施をされておりますアンケート調査の結果をちょっと見させてもらいました。認知症に関する相談窓口を知っているという方が16.8%です。自分や家族に認知症の症状がある人においても、その相談窓口を知っているというのが実は約4割にとどまっています。この結果について、町はどのように受け止めておられるんでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 認知症に関する相談窓口を知っている方が少ないことは、このたびのアンケートの結果から認識しております。町や地域が取り組んでいる相談窓口や支援等について、情報を確実に提供することが重要と考えております。

対策といたしましては、認知症の人が早い段階で適切に支援につながることができるよう、早期発見、早期対応ができるよう、支援体制を進めるためにも、相談しやすい機会の提供などの工夫をしてまいりたいと考えております。あわせてその方の状態に応じて家族や支援者の心得、相談先やサービス提供の流れなどをまとめた認知症ガイドブック、いわゆる認知症ケアパスを広く配布いたしまして、適切な相談窓口の啓発を図ってまいりたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） ありがとうございます。

適切な支援につなげていくための早期発見、早期対応のためには、当然ながら行政の力だけでは限界がございます。地域の民生委員さんやかかりつけ医の先生方との連携が必須だと思います。町の相談窓口である地域包括支援センターに、そういった地域の民生委員さんやかかりつけ医の人からもつなげていただき、またセンターから専門医の適切な診療、治療等につなげていってもらうよう、よろしくお願いをいたします。

本日は、熊野町の認知症高齢者等への支援についての質問を私は行いました。本町の高齢化のスピード、実は全国平均よりも早く進んでおります。とりわけ75歳以上の後期高齢者的人口の割合も、全国平均、そして広島県の平均よりも高くなっています、上回っております。今後、ますます認知症の高齢者が増加していく中で、たとえ認知症になったとしても、認知症の人とその家族が安心して暮らすことのできる地域づくりが本当に必要になってまいります。この問題については、引き続き関心を持って私も取り組みたいと思います。

これで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で光本議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第2、報告第1号、熊野町国民保護計画の変更の報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第1号、熊野町国民保護計画の変更の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

本計画の変更につきましては、国の指針や県の計画における変更内容と整合性を図ると同時に、町の現状に合わせた各種修正等を実施しており、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第3項の規定に基づき、熊野町国民保護協議会へ諮問し、同協議会から本修正等に異議がない旨の答申をいただいたところでございます。これにより、同法第35条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により議会に報告するものでございます。

ここに御報告を申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ただいまの報告について質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第3、議案第1号、督促手数料廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第1号、督促手数料廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

近年の税や料などの町の歳入を取り巻く徴収環境の変化に対応するために、督促手数

料を廃止し、同時に延滞金の計算方法の統一を図るための関係条例を一括して改正する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、収納管理課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堀野収納管理課長。

~~~~~○~~~~~

○収納管理課長（堀野） 議案第1号、督促手数料廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例案につきまして、詳細に御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

1の趣旨につきましては、町の歳入に関し督促手数料を廃止し、延滞金の計算方法を統一するために関係条例の一部改正をまとめて整備するものです。

次に、2の主な改正内容につきましては、町の各歳入において、令和6年4月1日以降に新たに発送する督促状に係る督促手数料の廃止と、同日以降の延滞金の率及び計算方法を、町税の延滞金の計算方法に統一するものです。

条例案中の各条例の改正内容につきましては、第1条では、熊野町税条例の一部を改正して督促手数料の廃止を、第2条では、熊野町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正して督促手数料の廃止及び延滞金の計算方法を税に合わせ、第3条では、熊野町介護保険条例の一部を改正して督促手数料の廃止を、第4条では、熊野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正して督促手数料の廃止を、第5条では、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正して督促手数料の廃止及び延滞金の率及び計算方法を税に合わせ、第6条では、熊野町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正し延滞金を遅延損害金と名称を変更し、その計算方法を税に合わせ、第7条では、コーポラス熊野設置及び管理に関する条例の一部を改正して延滞金を遅延損害金と名称を変更し、その計算方法を税に合わせ、第8条では、熊野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正して延滞金の計算方法を税に合わせるものです。

続いて、3の施行期日については、令和6年4月1日としております。

続いて、4の経過措置としまして、令和6年3月31日以前に発送した督促状については、従来どおり督促手数料を徴収し、令和6年3月31日以前の期間の延滞金の率及び計算方法は、従来どおりといたします。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 議員のほうから貴重な意見が出て、こういう形で条例が改正されることを大変喜んでおります。分からんことは手を挙げて聞きますので、ぜひそういう行動の中で議会も改革していきたいと思います。

上水道はこの中に項目がないようでございますが、ここはどうなるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 上水道は、会計予算も今ちょっと違うようになっていると思いますけれども、企業団のほうになってますので、今回、町での取扱いということではありません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 今、県で事業団という組織になったからということのようですが、事業団はどうなってますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 企業団のほうの条例につきましては、これまでの町の条例を踏襲しておるということで、このタイミングと合わせての変更にはなっておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 議員から指摘のように、矛盾が発生するということと、随分経費が発生するということも踏まえてですね。高い水道を町民は払っておりますので、クレームが蓄積しとるかも分かりません。この辺りも事業団の中で、市町村でそれぞれ違いがあるかも分かりませんが、多分全体的には同じ傾向にあろうと思います。やっぱりこれ何ぼも手間を食うただけは支出が増えるばっかりなんよ。行政の効率化と相反する方向に向いておりますから、事業団の中でぜひ協議をいただいて、効率のいい水道事業をやっていただきたいとお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 今回提出された本条例案ですが、12月定例会の一般質問において私から要望したこの件について早急に対応ください、ありがとうございました。

この条例が制定されることで、熊野町税条例ほか7つの条例が改正されるわけですが、これにより住民への不公平な手数料の徴収がなくなり、職員の徴収事務の負担軽減にもつながると思っております。あわせてこの条例に関係する部署には、本年度の決算が確定するまで骨を折っていただくことになりますが、いずれはこのことを実施しなければならないことだったと思いますので、後進の職員のためにもよろしくお願いします。

また、この条例の改正後に、金融機関による誤納入を防ぐためにも、手数料廃止の旨は各金融機関へしっかりと周知していただくようお願いいたします。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 経過措置についてお伺いいたします。令和6年3月31日以前に発送した督促状については従来どおり督促手数料を徴収するということなんですけれども、これ収入未済があるんですけれども、いつまでに徴収されるのかなというところをお聞きしたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 既に確定している債権でございますので、これは経過措置をまず設けさせていただいて、この廃止が出たから従来のものをやるということじゃなくて、これはもう既に決まったことなので、徴収は今までとスタンスは変わっておりません。

それで、やり方としては、前回も申し上げたんですが、これのために新たな催告をするというのは非常に経費がかかるので難しいので、それ以外の機会を通じて、滞納になっている方、未納になっている方について、話す機会があったり、何かの書類を出す機会があったりというそういう機会を捉えて、時効になって債権が消えるまではその努力は続けていきたいというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第1号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第4、議案第2号、熊野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第2号、熊野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、令和5年6月9日行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正でございます。

内容といたしましては、当該法律において個人番号を利用した情報提供ができる事務などを定めていた別表第2が削除され、主務省令で定めるものと規定されたこと、また、これに関連して用語が新たに規定されたことなどを受け、本町における条例中の引用箇所においても字句の修正等、所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は10時45分です。

（休憩 10時28分）

（再開 10時45分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第5、議案第3号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第3号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、令和5年5月の地方自治法の改正において新たな条文が追加されたことに伴い、条例中の引用条項にずれが生じることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま提案されました町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案については、新地方自治法第243条の2第2項において、「議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならぬ。」と規定しております。したがいまして、本案については監査委員に意見照会をし、監査委員からの回答をもって審議したいと思いますので、御了承ください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第6、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、令和5年12月定例会において、パートタイム会計年度任用職員に対して令和6年度から勤勉手当の支給を可能とする条例改正について議決をいただいておりますが、これを補完するものでございます。

内容といたしましては、勤勉手当の支給基準日に育児休業等を取得しているパートタイム会計年度任用職員においても、基準日以前の6か月以内に勤務した期間がある場合は、勤勉手当の支給対象とするよう所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。

本案については原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第7、議案第5号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第5号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、国民健康保険加入者1人当たりの診療費の増額などの影響により、現行の保険税率では、県が示す1人当たりの保険税必要額を賄うことができないことから、保険税の見直しが必要であり、熊野町国民健康保険税条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 福嶋住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（福嶋） 議案第5号、熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明を申し上げます。

それでは、お手元の資料6を御覧ください。

1の改正の趣旨でございますが、本改正は、国民健康保険税の改正とこれに伴う保険税軽減額について改正するものでございます。

2の改正内容でございますが、国民健康保険税は、（1）の基礎課税額と（2）の後期高齢者支援金等課税額、そしてこのたびは改正を行いませんが、介護納付金課税額の3つに区分されており、それぞれの所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額を算定し、合計した額を国民健康保険税として課税をしております。このたびの改正は、（1）の基礎課税額の所得割率を6.70%から6.96%に、均等割額を3万100円から3万2,900円に、平等割額のうち非軽減世帯に対する平等割額を2万2,200円から2万3,700円に改正します。

なお、平等割額には後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置が設けられており、国保世帯から後期高齢者医療制度へ移行する人がおり、国保加入者が1人になる世帯、いわゆる特定世帯に移行後5年間は、国保税の平等割額が2分の1に減額され、その後の3年間は4分の1を軽減する特定継続世帯に区分されております。この特定世帯に対する平等割額を1万1,100円から1万1,850円に、特定継続世帯に対する平等割額を1万6,650円から1万7,775円に改正します。

（2）の後期高齢者支援金等課税額につきましては、所得割率を1.99%から2.19%に、均等割額を9,000円から1万400円に、非軽減世帯に対する平等割額を6,600円から7,500円に、特定世帯に対する平等割額を3,300円から3,750円に、特定継続世帯に対する平等割額を4,950円から5,625円に、それぞれ改正するものでございます。

次に、（3）の国民健康保険税の減額についてでございます。

まず①7割軽減、②5割軽減、③2割軽減でございますが、国保制度には低所得者に対する減額制度が設けられており、所得状況に応じて、均等割額及び平等割額が減額される仕組みとなっております。このため、先ほど、（1）、（2）で説明をしましたとおり、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の均等割額及び平等割額の改正に伴いまして、それぞれの減額する額を改正するものでございます。

次に、④の未就学児の軽減でございますが、こちらは国保加入者の未就学児に対する均等割額を5割軽減する制度です。低所得者につきましては、均等割額を7割、5割、2割減額をした後の額から5割が軽減をされます。こちらにつきましても先ほどの低所得者に対する減額制度と同様に、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の均等割額の改正に伴い、それぞれの世帯区分の課税額から減額する額を改正するものでございます。

最後に、3の施行期日は、令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

～～～

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第5号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

～～

○議長（時光） これより日程第8、議案第6号、熊野町手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○町長（三村） 議案第6号、熊野町手数料条例の一部を改正する条例案につきまして、

提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための

健康保険税等の一部を改正する法律第13条の規定により、介護保険法の一部が改正され、指定介護予防支援事業者の指定の申請について、指定居宅介護支援事業者も行うことができるものとされたことから、この申請に対する審査に関わる手数料を徴収するため、町条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては高齢者支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） それでは、議案第6号、熊野町手数料条例の一部を改正する条例案の詳細について、御説明申し上げます。

本条例案は、介護保険法で定める町が指定権限を有する指定介護予防支援事業者の指定に関する手数料を徴収するため、熊野町手数料条例の一部を改正するものです。これまで要支援者に介護予防支援を行う指定介護予防支援事業者の指定の申請については、地域包括支援センターの設置者が行うとされていましたが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第13条の規定により、介護保険法の一部が改正され、指定居宅介護支援事業者も行うことができるものとされました。

町が指定権限を有する指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者等の指定の申請時には手数料を徴収していることから、指定居宅介護支援事業者が行う指定介護予防支援事業者の指定の申請時についても手数料を徴収し、申請者に対して適正な受益者負担を求めるものです。

なお、現在、町が指定している指定居宅介護支援事業者の数といたしましては7事業者となっております。また、手数料額については、指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定の申請時に徴収している金額と同額としたものです。

この条例の施行日は令和6年4月1日とし、介護保険の適正な運営に努めてまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（時光）これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（時光）これをもって討論を終結します。

これより議案第6号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（時光）異議なしと認めます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）これより日程第9、議案第7号、熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○町長（三村）議案第7号、熊野町印鑑条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和3年5月19日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、電子署名等に関わる地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正されました。この改正により、コンビニエンスストア等の多機能端末機における印鑑登録証明書の発行について、従来のマイナンバーカードを用いた方法に加え、スマートフォンに記録された電子証明書を用いた方法による発行が可能となったことから、本条例の一部を改正するものであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第7号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） これより日程第10、議案第8号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○町長（三村） 議案第8号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を説明いたします。

本条例案につきましては、第1号被保険者から納付していただく介護保険料の3年に一度の見直しの時期であり、来年度から3年間の保険料額を定める必要があります。これに加え、介護保険料の所得段階区分、区分ごとの合計所得金額の基準額及び保険料を見直すものでございます。

詳細につきましては高齢者支援課長から説明いたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 井原高齢者支援課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原） それでは、議案第8号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案の詳細について御説明申し上げます。

資料9を御覧ください。

このたびの条例の改正の主な内容は2点です。

まず、1点目の1介護保険料の改正についてです。

(1) 趣旨は、令和6年度から令和8年度をその期間とする第9期介護保険事業計画の策定により見込まれた、介護給付等対象サービスの見込み量等に基づいた保険料額等について、法第129条に基づき条例に規定するものでございます。

(2) 改正の主な内容は、第9期計画期間の介護保険料を定めるものでございます。基準額を年額5万7,936円、月額4,828円とします。

2点目は、所得段階区分、合計所得基準額及び基準額に対する割合の改定です。

(1) 趣旨は、このたびの介護保険給付費の増加を見据え、多段階化により高所得者の標準乗率を引き上げ、低所得者を引き下げるにより、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図るものであります。また、低所得者の軽減措置により、基準保険料割合を引き下げ、負担軽減を図ります。

(2) 改正の主な内容は、第8期では11段階であった所得段階区分を13段階とします。また、各所得段階区分における合計所得金額の基準及び保険料基準額に対する割合を国に準拠した内容に改定します。

内容の詳細につきましては、次のページ、表1を御覧ください。

変更箇所に下線を引いております。所得段階区分における合計所得金額の基準については、第9段階以降の区分について改定をしております。これは国の定める基準と同様に改定するもので、これまで合計所得320万円から600万円以上の方の保険料は第9段階から第11段階までの3つの段階に区分しておりましたが、改定後は320万円から720万円以上の方の保険料は第9段階から第13段階の5つの段階に区分されることになり、表に矢印で示しているように変更されます。

また、各段階区分における基準額に対する割合についても、国の定める基準と同様に改定します。先ほど申しました第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制、負担軽減の観点から、低所得段階の割合は引き下げ、高所得段階の割合を引き上げるよう改定をしております。

この条例の施行日は、令和6年4月1日とし、令和6年度の介護保険料から適用します。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（時光）これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（時光）これをもって討論を終結します。

これより議案第8号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（時光）異議なしと認めます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

～～

○議長（時光）これより日程第11、議案第9号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

～～

○町長（三村）議案第9号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては高齢者支援課長から説明いたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）井原高齢者支援課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原）議案第9号、熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の詳細について、御説明申し

上げます。

資料 10 を御覧ください。

1、趣旨でございますが、指定居宅サービスサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援、居宅介護支援に係る事業の人員や設備、運営に関する基準が見直されたため、次に掲載しております 4 つの条例の一部を改正するものです。

このたびの改正の対象とするサービス事業者は、下の表にあります 14 事業者となります。このうち現在熊野町にあるサービスは、太字で記載しております 7 事業者でございます。

2、主な改正内容についてですが、地域包括ケアシステムの深化・推進など、令和 6 年度介護報酬改定の趣旨に沿った内容を踏まえ、国に準拠した改正となります。

主な内容は、（1）身体的拘束等の適正化の推進。（2）管理者の兼務範囲の明確化。（3）新たな情報通信技術の導入・活用への対応。（4）書面掲示規制の見直し。（5）介護現場の生産性向上の取組の推進。（6）医療機関との連携。（7）指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援の円滑な実施。（8）人材の有効活用及び指定介護予防事業者との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の 8 項目です。

次のページを御覧ください。

改正内容の説明につきましては、表の左側に概要を、右側に改正する条例を記載しております。

まず、（1）身体的拘束等の適正化の推進です。訪問系、通所系サービス、居宅介護支援・介護予防支援等について、身体拘束等の原則禁止や、身体的拘束を行う場合の記録に関する規定を定めるものです。これまで、入所系施設についてのみ規定されておりましたが、この改正において新たに定められたものです。

（2）管理者の兼務範囲の明確化です。提供するサービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所範囲について、同一敷地内でなくとも差し支えない旨を明確化するものです。

（3）新たな情報通信技術の導入・活用への対応は、新たな情報通信技術に対応するため、磁気ディスクなどの特定の記録媒体名を削り、幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化したものです。

（4）書面掲示規制の見直しです。運営規程の重要事項について、インターネット上

で情報の閲覧が完結するよう、これまで事業所内での書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものです。

ここまで（1）から（4）については、このたびの4つの条例全て改正するものとなります。

（5）介護現場の生産性向上の取組の推進は、介護事業所における業務の効率化、サービスの質の向上、その他の生産性の向上を推進するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減について検討する委員会の設置を義務づけるものです。

（6）医療機関との連携です。高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合や、感染症が発生した際に適切な対応が行えるよう、医療機関との連携体制の構築について定めるものです。

（5）（6）については、地域密着及び地域密着予防条例について改正するものです。次のページを御覧ください。（7）指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援の円滑な実施です。指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の従業者の基準等について定めるものです。これは令和6年4月1日から、要支援者に介護予防支援を指定居宅介護支援事業者も受けることができるようになるものです。

（8）人材の有効活用及び指定介護予防事業者との連携促進によるケアマネジメントの質の向上です。一定の要件を設けた上で、訪問しない月のモニタリングについて、テレビ電話装置等を活用して行うことを可能とするものです。

（7）（8）については、介護予防支援及び居宅介護支援条例において改正するものです。

最後に、3、施行期日ですが、この条例の施行日は令和4年4月1日としますが、書面掲示規制の見直しに関する改正につきましては、令和7年4月1日施行とします。

説明は以上でございます。

～～～

○議長（時光） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田） 町内事業所の中で、身体的拘束等の報告が御家族の方からあったという

ような事例はございましたでしょうか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 井原課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原） 令和5年度で申しますと、御家族からの身体的拘束の事案は上がっておりません。ただ、過去には身体的拘束の事案は上がってきた例はございます。以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田） それについてはもう改善をされているということですね。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 井原課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原） 過去にされておりました身体的拘束については、現在は解消しております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9番（沖田） 介護現場の生産性向上の取組の推進なんですけれども、これ検討するための委員会の設置を義務づけるということですが、令和9年3月31日までは努力義務とするとなっておりますが、町内事業所においての状況は、現在、この委員会設置に向けてどのような動きになっているのか、教えてください。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 井原課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○高齢者支援課長（井原） これは、今から実施に向けて周知を行っていくことになるかと思います。今の段階で委員会を設置しているということは聞いておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田）　委員会を設置する事業所さんの課題というか、委員会を設置するに当たっての、スムーズにされていくのかなといったことがちょっと心配なんですけど、それについていかがでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原）　努力義務で緩和措置をしていることになっておりますので、やはり少人数で運営している事業所等もございます。ですので、やはり4月1日からすぐ設置する動きができない事業所があるということで、緩和措置で期間を設けて努力義務ということになっていると思っております。ですので、やはり事業所によっては人数によって委員会を設ける人員も確保できませんし、やっぱり人が少ないということは、時間の確保等、いろんな課題があるとは思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田）　このことについて、事業所のほうからの問合せとかいうのは、まだないということですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原）　こういった条例、法律が変わるという情報提供はしておりますけれども、正式に難しいですか、そういった具体的な相談はまだ受けてはおりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 現場は非常に大変だと思いますので、丁寧に聞き取って、支援していただけたらと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 大変御苦労でございましょう。先ほどの一般質問でも認知症の問題も指摘が出ておりますが、このサービスに関する限りは、サービスを提供する側の論理ですね。サービスを受ける側、こちら側に認知症等が発生しているケースが多々あろうかと思うんですね。ここにお金が介在します。平等化、機会均等化、この議論なんですね。質が違うんですね。

一番苦労されるのは、サービスを受けて感謝されるならいいんですけど、逆に回るわけですね。要はコミュニケーションができるレベルの方かどうかということが随分悩み事があるように感じております。感じております。その辺り、サービスを受ける側のある程度のどういうか認識、家族がおられると思うんですが、そこらへの通達というか、教育というか、認識というかな。そこらのバランスはいかがかなと。今の法律は、要はサービスをする側ですが、受ける側にも姿勢が要ると思うんですよ。ここをどう対応するか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） サービスを受けられる方、いわゆる御家族等になると思いますけれども、やはり支援する現場では、やはり受け入れられない、今の金銭的な問題もありますし、やはり認知症に対する素直に受け止めることができないという現実もございます。そういう個別案件につきましては、やはり地域の方とか、やっぱり心を許される方を巻き込みながら、包括支援センター等が中心に関わっていくことにしております。やはりその中には複合的な問題もございまして、やはりいわゆる権利擁護的なもの、いわゆる本人が判断できないとなりますと、やはり成年後見等の話も持っていくことになるかと思います。

ただ、今受け入れ側のほうの理解をどのようにという御質問でしたけれども、やはりそ

れについては個別ではやっぱりまずは人間関係をつくって、まず自分たち、支援する側を受け入れてもらって、認知症について理解していただく。個別的にはそういう支援になるかと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 大変な御苦労がそこらなんですね。細かく歩いていらっしゃる方はやっぱりケアマネジャーだったり、隙間を埋めていらっしゃる方が相当労力があります。ますます高齢化する中で、介護が一つのこういう事業としてどんどん膨れる中で、ぜひ国にも上げて、その隙間を埋める。例えば、教育であれば支援何とか、いろいろあるでしょ。隙間を受け入れる人材が。そういう人が必ずこのジャンルに出てまいりますので、どんどん情報を出されて、しっかりした報酬がないとその方らもくたびれますから、御検討をよろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 先ほどの介護現場の生産性向上の取組の推進のために設置する委員会の件なんですが、この委員会の構成メンバー的なものは国のほうから出てきておるんでしょうか、構成メンバー。それぞれの職種であるとか、地域の方であるとか、あるいはまた利用者のほうの御家族も入るとかいうようなことも含めて、国のほうから来てるんでしょうか。人数等も含めて、あればお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 井原課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） すみません。まだ細かいことは、ちょっとごめんなさい、私が把握し切れていないところがありますので、今ちょっと回答が難しいです。すみません。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光）これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光）これをもって討論を終結します。

これより議案第9号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光）異議なしと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）これより日程第12、議案第10号、熊野町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○町長（三村）議案第10号、熊野町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、本条例における引用条項にずれが生じることから、必要な改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光）これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） これより日程第13、議案第11号、町道の路線認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○町長（三村） 議案第11号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線認定につきましては、台8号線及び梶矢2号線を道路法の規定に基づき、町道として路線認定を行うものでございます。

詳細につきましては建設農林部次長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 宗像建設農林部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○建設農林部次長（宗像） 議案第11号、町道の路線認定の詳細について、資料12により御説明申し上げます。

場所につきましては、1ページに町道認定路線表及び位置図を、また各路線の詳細につきましては2ページから5ページまでに詳細図及び地番図を添付しておりますので、御参照ください。

今回認定する道路につきましては、都市計画法に基づく開発行為により施工された道路を路線認定するものであり、既に帰属を受けているものでございます。

それでは、1ページに戻りまして、資料上段の認定路線表を御覧ください。

まず、1路線目、路線番号735、台8号線です。延長は175.3メートル、幅員

6メートルから15メートルです。起点は、呉地一丁目1224番45地先、終点は、呉地一丁目1224番4地先です。

次に、2路線目、路線番号736、梶矢2号線です。延長は51.3メートル、幅員6メートルから13メートルです。起点は、城之堀六丁目7042番1地先、終点は、城之堀六丁目7042番11地先です。

説明は以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第11号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） これより日程第14、議案第12号、町道の路線変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○町長（三村） 議案第12号、町道の路線変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線変更につきましては、既存の町道について、終点の変更を道路法の規定により行うものでございます。

詳細につきましては、建設農林部次長から説明をします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 宗像建設農林部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○建設農林部次長（宗像） 議案第12号、町道の路線変更の詳細につきまして、資料13により御説明申し上げます。

場所につきましては、1ページに路線表及び位置図を、2ページから6ページまでに詳細図及び地番図を添付しておりますので、御参照ください。

今回変更する路線は、町道深原公園線（鞘ノ河内工区）新設事業により、終点側を延伸したものでございます。

それでは、1ページに戻りまして、路線表を御覧ください。

路線番号667、深原公園線です。これまでの起点、新宮一丁目10789番地先を、新宮一丁目10789番1地先、終点、新宮二丁目13362番1地先を、新宮四丁目150番1地先に変更いたします。これにより、延長はこれまでの537.5メートルから623.0メートルに変わります。

説明は以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第12号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は1時半。

(休憩 11時39分)

(再開 13時30分)

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

暫時休憩します。

(休憩 13時30分)

(再開 13時30分)

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第15、議案第13号、熊野町副町長の選任の同意についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を受けます。

町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○町長（三村） 議案第13号、熊野町副町長の選任の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和2年3月に選任しました岩田副町長の任期が、令和6年3月31日で満了となります。岩田氏には1期4年間、副町長として町行政の推進に御尽力いただいております。高い識見と高潔な人格を有し、広く社会の情勢にも通じ、人望も厚く、これまで総務部長等の要職を務めるなど、町行政における幅広い経験と豊富な知識を備えている人材でございます。

これからますます厳しくなります本町の行財政環境の中で、引き続き私を補佐し、町職員を束ねていくにふさわしいと考え、選任同意を求めるものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（時光）これをもって討論を終結します。

これより議案第13号について採決します。

本案については原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（時光）異議なしと認めます。

よって、議案第13号については原案のとおり同意されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 13時33分)

(再開 13時33分)

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光）休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第16、議案第14号、熊野町教育委員会教育長の任命の同意についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○町長（三村）議案第14号、熊野町教育委員会教育長の任命の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町教育委員会の平岡弘資教育長の任期が、令和6年3月31日をもって満了することに伴い、教育長の再任について議会の同意を求めるものでございます。

今回、再任の同意を求める平岡弘資氏は、お手元にお配りしている履歴書にございますとおり、熊野町立第一小学校長などを務められ、令和3年4月からは教育長として、教育・学術・文化に対する幅広い識見をもって、熊野町の教育行政の中心で御尽力いただいているところでございます。

今後においても、熊野町が総合計画で掲げる「学ぶ力と豊かな心を育むまちづくり」を実現するに当たり、必要な存在と考え、ここに任命同意を求めるものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第14号について採決します。

本案について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

（休憩 13時36分）

（再開 13時36分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第17、議案第15号、熊野町監査委員の選任の同意についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○町長（三村） 議案第15号、熊野町監査委員の選任の同意につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

現在、監査委員に就任いただいております内田委員が令和6年3月31日付で退職されることに伴い、新たに委員を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

今回、選任の同意を求める梶山孝之氏は、これまで本町の社会教育委員への就任や、平成26年7月からは人権擁護委員を務めるなど、人格高潔であり、また、財務管理や事業の経営管理など、行政運営に関する識見を有しております。このことから、熊野

町監査委員に適任であると考え、このたび選任の同意を求めるものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第15号について採決します。

本案については原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第18、議案第16号、専決処分した令和5年度熊野町一般会計補正予算（専決第2号）の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第16号、専決処分した令和5年度熊野町一般会計補正予算（専決第2号）の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した令和5年度熊野町一般会計補正予算（専決第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,361万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を100億2,252万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、住民税均等割のみ課税世帯へ1世帯当たり10万円の給付を、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を給付するための費用及び、これに対する国庫補助金9,361万5,000円を歳入歳出予算に

それぞれ増額補正したもので、給付に係る予算を早急に措置する必要があることから、
地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第16号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第19、議案第17号、令和5年度熊野町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第17号、令和5年度熊野町一般会計補正予算（第6号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ2億2,676万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を102億9,576万1,000円とするものでございます。また、第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正についてお願いするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○副町長（岩田） 令和5年度熊野町一般会計補正予算（第6号）案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。

14ページをお開きください。

歳入につきましては、款ごとに主な増減を御説明いたします。

1款・町税につきましては、全体で3,102万3,000円の増額でございます。主な内容は、1項・町民税において、個人町民税が所得割の増に伴い2,065万9,000円の増額、法人町民税では、法人税割の減により512万2,000円の減額で、個人、法人合わせて1,553万7,000円の増額でございます。

2項・固定資産税では、土地及び家屋が増額見込みになったことから、221万1,000円の増額でございます。

4項・町たばこ税では、売上本数が増加したことにより、1,356万1,000円の増額でございます。

次の16ページ、2款・地方譲与税から、18ページ、8款・環境性能割交付金までにつきましては、県からの配分見込額に応じて補正を行っております。

9款・地方特例交付金では、2項・新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金において、固定資産税の減収見込額220万円の計上でございます。

続いて、10款・地方交付税では、令和5年度地方交付税の再算定に伴い、6,916万円の増額でございます。

次の20ページ、12款・分担金及び負担金につきましては、695万6,000円の増額でございます。この主な内容は、1項・負担金において、保育所入所者が増加したことによる保育所利用料714万6,000円の増額などでございます。

続きまして、下段から27ページ中段にかけての14款・国庫支出金につきましては、全体で9,852万1,000円の減額でございます。主な内容ですが、1項・国庫負担金において、23ページの生活保護費支給事業や新型コロナワクチン接種事業などの歳出予算減に伴い、項全体で4,744万2,000円の減額。

2項・国庫補助金につきましては、24ページの4目・土木費補助金では、筆の里工房周辺整備事業における都市公園事業交付金の減額など、項全体で5,052万円の減

額となっております。

続いて、26ページ中段から31ページ中段にかけての15款・県支出金につきましては、全体で1,423万4,000円の増額でございます。主な内容といたしましては、28ページから次のページにかけての6目・商工費補助金では、31ページの電力・ガス・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金が県から交付されたことなどにより、項全体で1,726万1,000円の増額でございます。

続いて、16款・財産収入については、全体で579万8,000円の増額でございます。2項・財産売払収入において、今後活用見込みのない町有地の売払いなどで509万7,000円の増額でございます。

ページをめくっていただきまして、17款・寄附金につきましては、現在までの寄附実績から6,722万7,000円の減額でございます。

18款・繰入金につきましては、全体で9,311万2,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、地方交付税の追加交付や事業費の減に伴い、財政調整基金繰入金を7,117万2,000円、公共施設等整備基金繰入金を1,806万7,000円など、それぞれ減額したことなどでございます。

20款・諸収入につきまして、全体で515万円の減額でございます。この主な内容は、1項・延滞金・加算金及び過料において、固定資産税などに係る延滞金150万円の減額。34ページから37ページ中段までの5項・雑入においては、35ページの23節、資源物売却益264万2,000円の減、29節、小・中学校における給食の喫食実績による学校給食保護者負担金464万2,000円の減など、項全体で354万4,000円の減額でございます。

続いて、36ページ中段から39ページ中段にかけての21款・町債につきましては、8,643万5,000円の減額でございます。詳細につきましては、後ほど第3表で事業別に説明をさせていただきます。

38ページをお開きください。

22款・自動車取得税交付金では、県からの交付金が追加交付される見込みとなったことから、79万7,000円の計上でございます。

次に、歳出につきまして御説明をいたします。

40ページをお開きください。

歳出につきましては、主に執行残の減額などの予算整理でございます。説明に当たり

ましては、目別に主な増額事業と減額事業の内容について御説明をいたします。

1款・1項・1目・議会費では、観察研修等の執行見込額により227万9,000円の減額でございます。

続いて、46ページから次のページにかけての2款・総務費、2項・企画費、1目・企画総務費では、49ページのふるさと納税事務事業において、ふるさと納税の寄附額の減に伴う返礼品に要する報償費や役務費など、3,012万5,000円の減額でございます。

続いて、64ページをお開きください。

3款・民生費、2項・生活保護費、2目・扶助費では、生活保護費支給事業における医療扶助の実績見込みにより、4,500万円の減額でございます。

続いて、68ページをお開きください。

3項・児童福祉費、3目・保育所費では、保育所等運営事業において、保育所等の利用者の増及び公定価格の改正が4月1日に遡って適用されたことによる委託料など、4,352万3,000円の増額でございます。

続いて、70ページをお願いいたします。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、2目・予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業において接種者が見込みを下回ったことから、委託料など5,564万3,000円の減額でございます。

続いて、74ページをお願いいたします。

2項・清掃費、2目・塵芥処理費では、廃棄物中間処理・最終処分事業において、中間処理等業務の入札による減額や、安芸地区広域ごみ焼却場での工事の入札残などによる負担金の減により、1,206万1,000円の減額でございます。

78ページをお願いいたします。

下段の5款・農林水産業費、2項・林業費、1目・林業振興費では、小規模崩壊地復旧事業において、事業の進捗状況により一部工事を令和6年度の予算計上としたことにより、1,388万3,000円の減額でございます。

次に、80ページをお開きください。

下段の6款・1項・商工費、1目・商工振興費では、商工振興事業において、熊野町地域経済応援クーポン券事業の事業費確定などにより、636万7,000円の減額でございます。

次に、82ページをお願いいたします。

下段の7款・土木費、2項・道路橋梁費、2目・道路維持費では、道路維持管理事業において、事業計画の見直しにより、委託料や公有財産購入費など1,418万円の減額でございます。

続いて、86ページをお開きください。

4項・都市計画費、1目・都市計画総務費では、住宅購入世帯の増加により、子育て世帯「住むならくまの」応援事業160万円の増額でございます。

めくっていただきまして、2目・公園費では、国庫補助金の交付決定額により、事業計画を見直したことによる筆の里工房周辺整備事業2,535万5,000円の減額でございます。

続いて、90ページをお願いいたします。

中段の8款・1項・消防費、1目・常備消防費では、広島市への消防事務委託料の確定による常備消防運営事務事業1,810万9,000円の減額でございます。

続いて、96ページをお開きください。

下段から次のページにかけての9款・教育費、3項・中学校費、1目・学校管理費では、99ページの中学校大規模改造事業において、熊野中学校、熊野東中学校の格技場照明改修工事における入札残500万円の減額でございます。

106ページをお開きください。

12款・諸支出金、1項・1目・基金費の基金事業につきましては、筆の里づくり基金積立金として、ふるさと納税などを計画的に活用するための積立てや、減債基金積立金として、国の補正予算により増額措置された普通交付税を活用した積立てなど、事業合計で1億4,438万1,000円の増額でございます。

以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

次に、6ページにお戻りください。

第2表繰越明許費については、国の補正予算に係るものなど、年度内の執行が困難になった経費について翌年度に繰り越して使用するために、合計で6,839万8,000円を計上しております。

中段の第3表地方債補正、1、追加では、緊急自然災害防止対策事業債が林道防災事業で活用可能となったことや、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債では、国の補正予算で措置された橋梁維持修繕事業が、防災・減災・国土強靭化のための5か年加速化

対策計画の事業として採択されたことから、それぞれ追加を行っております。

次のページにかけての 2、変更につきましては、8 ページの上から 3 番目、公共事業等債・道路事業は、国の補正予算の交付決定等に伴い増額するもので、その他につきましては、事業費の減に伴う減額調整を行っております。

下段の 3、廃止の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の追加交付など、歳入が大きく増加したことから、借入れを行わないため廃止をするものでございます。

令和 5 年度熊野町一般会計補正予算（第 6 号）案についての説明は、以上でございます。

～～

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

沖田議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○9 番（沖田） すみません、児童福祉費、負担金、保育所利用料入所増ということだったんですけども、詳細な説明を求めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） 佛圓子育て支援課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○子育て支援課長（佛圓） 保育所への入所児童が当初の見込みより多かったということで、当初 457 人で見込んでおりましたところ、499 人ということで、42 人ほど多くなっているということで、児童数の増加分と、それと国の定めた保育単価、公定価格の上昇分ということで、その 2 つの増額があります。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第17号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第20、議案第18号、令和5年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第18号、令和5年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1億5,377万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を23億551万5,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、保険給付費等に対する県補助金1億3,750万7,000円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費1億1,135万6,000円の減額などでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第18号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第21、議案第19号、令和5年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第19号、令和5年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ1,047万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億8,807万円とするものでございます。

歳入の主な内容は、保険料の見込み減による後期高齢者医療保険料944万3,000円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定による994万1,000円の減額などでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第19号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第22、議案第20号、令和5年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第20号、令和5年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ4,620万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億3,804万4,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、保険給付給付費の減額による支払基金交付金2,268万7,000円の減額などでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費8,216万円の減額、基金積立金3,372万4,000円の増額などでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,308万4,000円とするものでございます。

歳入の内容は、予防給付費収入72万9,000円の減額、一般会計繰入金97万1,000円の減額でございます。

歳出の内容は、事業費において、介護予防プラン作成委託料など170万円の減額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第20号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第23、議案第21号、令和5年度熊野町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第21号、令和5年度熊野町下水道事業会計補正予算（第2号）案につきましては、収益的収入予定額を450万円減額し、総額を5億8,846万2,000円とし、収益的支出予定額を2,092万7,000円減額し、総額を5億6,362万2,000円とするものでございます。また、資本的収入予定額を235万円減額し、総額を3億4,530万3,000円とし、資本的支出予定額を348万9,000円減額し、総額を5億2,405万2,000円とするものでございます。

収入の主な内容としましては、収益的収入として、下水道使用料収入の減額となったこと、資本的収入として公共施設設置に係る受益者負担金の減額でございます。

支出の主な内容としましては、収益的支出として、太田川流域下水道維持管理負担金や下水道使用料徴収事務委託料が減額となったこと、資本的支出として、公共施設設置に伴う建設改良費や太田川流域下水道建設負担金の減額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第21号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については原案のとおり可決されました。

～～

○議長（時光） お諮りします。

これより日程第24、議案第22号、令和6年度熊野町一般会計予算についてから、日程第28、議案第26号、令和6年度熊野町下水道事業会計予算についてまでを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、日程第24、議案第22号から、日程第28、議案第26号までを一括議題とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（時光） これより日程第24、議案第22号から、日程第28、議案第26号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○町長（三村） 議案第22号から第26号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第22号、令和6年度熊野町一般会計予算ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ102億1,800万9,000円とするものでございます。

2ページからの歳入ですが、主な内容といたしまして、町税24億4,445万8,000円、地方交付税27億6,800万円、国庫支出金18億346万2,000円、県支出金8億1,052万円、町債4億2,972万2,000円などでございます。

次に、5ページからの歳出ですが、主な内容といたしまして、総務費は14億2,109万2,000円で、行政情報化事業として庁内ネットワークシステムの維持管理やDX推進に係る経費のほか、篠の里工房事業、ふるさと納税事務事業などを計上してお

り、全体の 13.9% を占めています。

民生費は 43 億 5,137 万 2,000 円で、保育所等運営事業として教育・保育の受入れ体制を確保するための経費のほか、障害者総合支援事業、後期高齢者医療事業などを計上しており、42.6% を占めています。

衛生費は 7 億 9,176 万 1,000 円で、廃棄物中間処理・最終処分事業として熊野町から発生した一般廃棄物を業者委託によって適正に処理するための経費のほか、廃棄物収集運搬事業、し尿処理事業などを計上しており、7.7% を占めています。

土木費は 11 億 8,236 万 9,000 円で、町道城之堀線改良事業など、道路改良事業を実施する経費のほか、筆の里工房周辺整備事業、下水道事業繰出金などを計上しており、11.6% を占めています。

教育費は 9 億 4,768 万 7,000 円で、学校給食事業として、学校給食の提供により児童・生徒の心身の健全な発達を図るための経費のほか、小・中学校施設維持管理事業、学校支援事業などを計上しており、9.3% を占めています。

次に、7 ページでは、第 2 表で 1 件の継続費を、第 3 表で 3 件の債務負担行為を、第 4 表では 14 件の地方債を定めております。

次に、議案第 23 号、令和 6 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算案ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 3,805 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページの歳入のうち主な内容は、国民健康保険税 3 億 7,832 万円、県支出金 17 億 8,677 万 9,000 円、繰入金 1 億 6,760 万 4,000 円でございます。

3 ページの歳出のうち主な内容は、保険給付費 17 億 2,070 万 9,000 円、国民健康保険事業費納付金 5 億 6,544 万 1,000 円でございます。

次に、議案第 24 号、令和 6 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算ですが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9 億 7,010 万 1,000 円とするものでございます。

2 ページの歳入のうち主な内容は、後期高齢者医療保険料 4 億 4,152 万 1,000 円、繰入金 5 億 2,752 万 9,000 円でございます。

3 ページの歳出のうち主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金 9 億 6,542 万 2,000 円でございます。

次に、議案第 25 号、令和 6 年度熊野町介護保険特別会計予算ですが、保険事業勘定

の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 24 億 6,731 万 5,000 円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,548 万 4,000 円とするものでございます。

まず、保険事業勘定についてですが、4 ページの歳入のうち主な内容は、保険料 4 億 6,310 万 1,000 円、支払基金交付金 6 億 5,201 万 6,000 円、国庫支出金 5 億 5,061 万 7,000 円、県支出金 3 億 5,659 万 5,000 円、繰入金 4 億 4,343 万 6,000 円でございます。

5 ページの歳出のうち主な内容は、保険給付費 23 億 4,975 万 7,000 円、地域支援事業費 9,738 万円でございます。

次に、介護サービス事業勘定についてですが、8 ページの歳入のうち主な内容は、サービス収入 904 万 9,000 円、繰入金 639 万 6,000 円でございます。

9 ページの歳出の内容は、事業費 1,548 万 4,000 円でございます。

次に、議案第 26 号、令和 6 年度熊野町下水道事業会計予算ですが、収益的収入及び支出では、収益的収入予定額を 5 億 8,450 万 2,000 円、収益的支出予定額を 5 億 7,013 万円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入予定額を 3 億 7,819 万 6,000 円、資本的支出予定額を 5 億 6,214 万 3,000 円とするものでございます。

また、第 5 条で 1 件の企業債を定めております。

以上が一般会計及び 3 つの特別会計並びに 1 つの企業会計に係る令和 6 年度当初予算の提案説明でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提案されました令和 6 年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算について、並びに企業会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思いますが、それに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、令和 6 年度の熊野町一般会計予算及び各特別会計予算について、並びに企業

会計予算については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 14時26分)

(再開 14時26分)

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名することに決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の委員長に尺田議員、副委員長に民法議員を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長に尺田議員、副委員長に民法議員を指名することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは本日はこれにて散会といたします。

(散会 14時26分)